

定款

一般社団法人日本AIコンサルティング協会

平成30年8月22日作成

一般社団法人日本A I コンサルティング協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本A I コンサルティング協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 A I (人工知能) コンサルティング業務の重要性に鑑み、リーダーシップを発揮して、A I コンサルティングの業務を行い、新しい価値を創造していくことができるA I コンサルタントを育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) A I の正しい活用方法と活用拡大に関する啓蒙
- (2) A I コンサルタントの育成及び会員の資質向上のための講習会、研修会の開催
- (3) A I コンサルティングに関する教材作成及び販売
- (4) 会報、雑誌、図書及び印刷物の刊行
- (5) A I コンサルティングに関する資格認定
- (6) 他団体、官公庁との協調・組織の強化
- (7) A I 及びA I コンサルティングに関する情報発信
- (8) 会員間の情報交換、会員への情報サービス
- (9) その他の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は、本邦及び海外においても行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申込み、理事の過半数の一致による承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 正会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である事業者又は団体が解散したとき
- (3) 入会金及び会費を 6 ヶ月以上、滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総会員の同意があったとき

2 賛助会員が前各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 20 条 当法人の理事は、1 名以上 5 名以内を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年とする。

(代表理事・職務権限)

第 23 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 24 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事 杉江信男

設立時理事 西原真悟

(設立時代表理事)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

横浜市神奈川区松見町三丁目559番地の1

設立時代表理事 杉江信男

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第31条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

横浜市神奈川区松見町三丁目559番地の1

杉江信男

世田谷区千歳台四丁目17番地の7の503号

西原真悟

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人日本AIコンサルティング協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士山本利博は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 30 年 8 月 22 日

横浜市神奈川区松見町三丁目 5 5 9 番地の 1

設立時社員 杉 江 信 男

世田谷区千歳台四丁目 1 7 番地の 7 の 5 0 3 号

設立時社員 西 原 真 悟

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

東京都千代田区有楽町二丁目 1 0 番 1 号

東京交通会館 1 1 1 0 号

司法書士 山本 利博